

Contents

1 【ブラジル】 ブラジル会社法アップデート

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【ブラジル】 ブラジル会社法アップデート

ブラジルはコロナ禍により深刻な社会的・経済的影響を受けた国の一つではあるが、その間、数次にわたる法改正や新たなルールが施行されることにより、株式会社のガバナンス等に関して新たなルールが定められた。これらは、主に従来 of 厳格な規制を緩和するためや、デジタル化に対応するためのものであり、日本企業を含む外国投資家にも影響すると思われるため、本稿では、以下、主要な改正点につき概要を述べる。

1. 書類の開示方法

ブラジルの S.A. (*Sociedade Anônima*; 株式会社)については、原則として、計算書類を含む株主総会議事録等について、連邦官報及び広く発行された新聞での公告が必要とされており、S.A. の運営コストの増加を招いているという批判があった。

新法の下では、閉鎖会社のみならず、公開会社についても、連邦官報への公告は不要となり、当該書類の要約を広く発行された新聞に公告すると共に、フルバージョンを当該新聞のウェブサイトにおいて公告すべきものとされている。要約には、一定の項目の数値及びその前年度との比較並びに注釈及び監査人の報告書の重要事項が含まれるべきものとされている。また、ブラジル証券取引等監視委員会(CVM)の意見第 39 号により、公開会社の計算書類の要約に含まれるべき項目について定められると共に、当該要約にはフルバージョンの計算書類及び独立監査人の報告書が開示されているウェブサイトのアドレスも含まれるべきものとされている。

2. 執行役員の数等

従来、S.A. の執行役員 (*diretor*) は 2 名必要とされ、かつブラジルの居住者である必要があるものとされていた (他方で、Limitada (*Sociedade Limitada*; 有限会社) の役員 (*administrador*) は、従来から 1 名で足りるものとされている。)。

改正法の下では、S.A.の執行役員についても1名のみで良いものとされ、かつブラジルの居住者でなくても良いものとされた。ただし、ブラジル非居住者の場合には、ブラジル国内に代理人を選任する必要がある。

また、従来、CVM のルールにより、一定のブラジル証券市場に上場する企業については、CEO と取締役会会長との兼任が禁止されていたが、当該ルールの対象が公開会社全体に拡大された。

3. 株主総会の運営

従前、株主総会は場所を定めて物理的に開催され、株主は直接又は代理人により出席して議決権を行使すべきものとされていた。

改正法の下では、公開会社及び閉鎖会社の両方について、株主が株主総会にリモート参加し、また議決権を行使することが認められた。株主は、議案について事前に投票することが認められる。

また、株主総会自体を、オンライン開催又は物理的な開催とオンライン開催のハイブリッド開催とすることも認められ、その場合には株主が議決権を直接又はリモートで行使することが認められた。

これらの点については、多くの日本企業においても同様であるが、コロナ禍において多くの株主が物理的に集まるのが困難な状況となり、またオンライン開催のためのインフラも整ってきたことから、そのような状況に対応すべく法令も改正されたものといえる。

4. 複数議決権株式

従前、複数議決権は会社法上認められていなかったが、改正法においては、特定の種類株式について、1株につき最大 10 個までの議決権を保有することが認められた。ただし、普通株式に複数議決権を与えることは認められない。

公開会社においては、株式の上場以前に複数議決権の種類株式が設定されており、かつ証券取引所の上場規則に従っている場合にのみ、複数議決権を有する種類株式の発行も認められる。

複数議決権を設定するには、議決権を有する株式の過半数の賛成及び無議決権・議決権制限付き優先株式の過半数の賛成が必要となる。複数議決権が認められる期間は最長 7 年間であるが、設定と同様の手続き要件を満たせば、延長も可能である。

複数議決権株式は、(a) 当該株式が第三者に譲渡された場合(売主がすべての議決権を保有する持株会社への譲渡など一定の例外を除く。)、及び (b) 複数議決権株式を有する株主と単議決権株式を有する株主が共同で議決権を行使する合意をした場合には、自動的に単議決権の普通株式に転換される。

5. 必要書類・記録のデジタル保存

従来から、公開会社については一定の会社法上の必要書類・記録について電磁的に保存することが認められていたが、国家事業登録統合局(DREI)の指令第 82 号により、閉鎖会社についてもすべての会社法上の必要書類・記録について電磁的に保存され、かつ商業登記に電磁的に記録されることが認められた。ただし、当該書類・記録の真正については、認定団体の電子署名等を付して証明する必要がある。

ブラジルの会社の運営にあたっては、従来、いわゆるブラジルコストの一つとして、複雑かつ硬直的な法規制の存在も指摘されるところであったが、上記の会社法関連の法令改正により、日本企業を含む外国投資家にとっても、ブラジルの子会社のより機動的な運営が可能になるものと期待される。

【ブラジル】

弁護士 福家 靖成

yasunari.fuke@amt-law.com

【論文】

- ✂ 小林 英治弁護士、松嶋 希会弁護士が以下の論文を執筆いたしました。
「制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段」
掲載誌：MUFJ BizBuddy(会員制サイト)(発行年月日：2022 年 7 月)
出版社：株式会社三菱 UFJ 銀行

- ✂ 石井 淳弁護士、西山 洋祐弁護士が下記の論文を執筆いたしました。
「メキシコ法の概要(4)～データ保護法(前編)」
掲載誌：国際商事法務(2022 年 7 月号)Vol.50, No.7(通巻 721 号)
出版社：一般社団法人国際商事法務研究所

【セミナー】

- ✂ 齋藤 宏一弁護士、石井 淳弁護士が下記のセミナーにて講演を行いました。(配信期間：2022 年 7 月 15 日 10:00～2022 年 9 月 15 日 17:00)
【有料 WEB セミナー】海外法務入門 ～弁護士としての企業サポートの経験を通して
(主催)株式会社商事法務

- ✂ 中川 裕茂弁護士、小林 英治弁護士、藤田 将貴弁護士、横井 傑弁護士、松嶋 希会弁護士が下記のセミナーにて講演を行いました。(配信期間：2022 年 8 月 4 日 10:00 ～ 2022 年 10 月 4 日 17:00)
【有料 WEB セミナー】カントリーリスクを踏まえた企業の法務的対応～ロシア・中国大陸と台湾～
(主催)株式会社商事法務

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅(akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏(takahiro.ikeda@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。